

## 芦屋町観光公園条例 (平成22年3月24日条例第20号)

最終改正:平成25年12月17日条例第35号

改正内容:平成25年12月17日条例第35号 [平成25年12月17日]

○芦屋町観光公園条例

平成22年3月24日条例第20号

## 改正

平成24年3月27日条例第11号

平成25年12月17日条例第35号

芦屋町観光公園条例

(設置)

**第1条** 町内に存する優れた景勝地を保護し、住民の保健、休養及び教化を促進するとともに、交流を基調とした観光による活性化を推進するため、芦屋町観光公園（以下「観光公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

**第2条** 観光公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
魚見公園	芦屋町大字山鹿1583番地1
城山公園	芦屋町山鹿2004番地1
夏井ヶ浜はまゆう公園	芦屋町大字山鹿796番地1

(行為の制限)

**第3条** 観光公園の全部又は一部を占用し、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

(1) 募金、物品の販売その他営業行為をすること。

(2) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催をすること。

(3) 火気を取り扱う等危険な行為をすること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他規則で定める事項を記載した申請書を事前に町長に提出しなければならない。

3 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。ただし、次の各号の一に、該当する場合には許可をすることができない。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となると認めるとき。

(2) 公益を害するおそれがあると認めるとき。

(3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

4 町長は、管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に際し、条件を附することができる。

(行為の禁止)

**第4条** 観光公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 工作物、植物等を損傷し、又は汚損すること。

(2) 土石の採取その他土地の形質を変更すること。

(3) むやみに鳥獣魚類等を捕え、又は殺傷すること。

(4) 指定された場所以外にごみその他の汚物を捨てる等不衛生な行為をすること。

(5) 指定された場所以外に車両等を乗り入れ、又は止め置くこと。

(6) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。

(7) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、他人に迷惑をかけること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、観光公園の利用上又は管理上支障があると認められること。

(利用許可の取消し等)

**第5条** 町長は、観光公園を利用する者がこの条例に違反したとき又はそのおそれがあると認めるときは、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は利用の停止若しくは退去を命ずることができる。

(使用料の徴収)

**第5条の2** 第2条に規定する夏井ヶ浜はまゆう公園においては、町長の許可を受けて、第3条第1項第1号及び第2号の行為を行う者から別表第1に定める使用料に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を徴収する。

(使用料の減免)

**第5条の3** 町長は、次の各号の一に該当するときは、使用料を減免することができる。

- (1) 本町の議会又は執行機関（執行機関の附属機関を含む。）が公用で使用するとき。
- (2) 町内の社会教育団体（社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体をいう。）が社会教育行事に使用するとき。
- (3) その他町長が特別の理由があると認めるとき。  
（損害賠償等）

**第6条** 観光公園を利用する者が、故意又は過失により観光公園又はその附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

（委任）

**第7条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が規則で定める。

**附 則**

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**（平成24年3月27日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、芦屋町観光公園条例（平成22年4月1日施行）の規定によりなされた手続その他の行為については、なお従前の例による。

**附 則**（平成25年12月17日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1 (第5条の2関係)

種目	単位	期間	使用料
行商、募金及びこれらに類する行為	1件	1日	500円
小規模な競技会、展示会、集会、その他これらに類する催しを行うもの	1件	1日	1,000円
競技会、展示会、集会、その他これらに類する催しで100人以上の参加者が見込まれるもの	1件	1日	5,000円

---